

金田町人の動き

(11月1日現在)

世帯数 2,856
 人口 9,537
 男 4,681 女 4,856
 出生 12 死亡 6
 転入 17 転出 25

かなだ

第192号

金 田 町 報

発行所 金田町役場総務課

編集兼 藤 川 義 臣
 発行人

印刷所 栗 林 印 刷 所

電話 (09474) ② 0506番



長寿を祝う

金田町敬老会

福 祉 係

10月19日(本年に限り)永年社会のため、家庭のため、に尽して来られた金田町在住のお年寄りの長寿をお祝いする、昭和55年度金田町敬老会が新築落成をみた金田町町民会館において、多数の来賓の出席のもとで盛大に開催されました。

この敬老会に六一一名の該当者のうち、四四三名を式典にお迎えすることが出来ました。式典に先だち、会場受付において満70才以上の方々に、本町より支給される敬老年金と記念品が贈られました。

式典は午前10時にはじまり、亡くなった方々のご冥福を祈って黙禱をささげ、町長より老人福祉については老人生きがい対策等々、国県とタイアップして諸施策を進めて行く所存であるとの挨拶があり、金婚式の該当者(50年)にお祝いとして、町長から夫婦茶碗が記念品として贈られました。88才(米寿)の方には具知事及び町長より記念品及び祝儀が贈られました。

また続いて町議会議長の祝

辞を頂き、老人クラブ連合会会長の謝辞を以って式典を終り、祝宴に移りました。出席者全員でなごやかに会食をしながら、婦人会有志の見事な演芸の披露があり老人の飛び入りなど、楽しいひとときを過しました。途中、全員で万才三唱をし無事終了。

来年もまた、元気なお姿を会場でお目にかかれるよう楽しみに、お待ちしております。

- 《今年の米寿の方々》
- 藤本 伊助 (町一)
 - 松本 トキ (町一)
 - 荒牧 初枝 (人見)
 - 花岡 力子 (神二)
 - 相原 サン (神四)
 - 大嶋 アキノ (神四)
 - 春永 ツギノ (神三)
- 《金婚式該当者ご夫婦》
- 中川 磨 (西金田)
 - 静子
 - 井戸 数恵 (上金田)
 - モモエ

12月のこよみと行事

31	27	25	24	22	19	10	1
日	日	日	日	日	日	日	日
和名 師走(しわす)	年末で僧が忙しく走りまわるので師走、俗に極月の字を用いて「しわす」ともいう。	歳末たすけあい運動	世界人権デー	乳児検診	冬 至	心配ごと相談	クリスマス
		官庁御用納め	おおみそか・除夜の鐘				

国土調査にご協力を

振興課国土調査係

一筆地調査については、地籍調査の作業工程は、一筆地調査は単に地籍調査の基礎的な作業として必要であるばかりでなく、一般行政の改善のためにも役立ちます。

市町村等においては、国土調査としてだけでなく、各種建設的な事業企画の資料を得るために、固定資産税の公平な賦課徴収のために筆界を整理して市町村土地権利の保全、又は土地利用の高度化を促進するために役立ちます。

権利の交換や整地を行なったために、字限図に表示された土地が現地ではっきりしないもの、全然わからなくなったもの、地番、地目を変更しなければならぬもの、課税地と非課税地との相互交換を必要とするもの、面積の訂正を必要とするもの、所有者名義を訂正しなければならぬもの、新たな表示登記を要するもの、土地登記簿の閉鎖を必要とするもの、土地の所在を変更しなければならぬもの、又は変更するのが適当とされるもの等々、長年にわたる未整理問題が山積されています。

これらの事項は、この調査によって一筆に整備することができま

- A 工程—地籍事業計画及び事業の事務手続き
- B 工程—調査事業準備
- C 工程—地籍図根三角測量 (業者委託)
- D 工程—地籍図根多角測量 (業者委託)
- E 工程—一筆地調査 (境界・地番・地目などの調査、杭打ち作業)
- F 工程—地籍細部測量 (業者委託)
- G 工程—地籍測定 (土地面積・業者委託)
- H 工程—地籍図及び地籍簿の作成

- 一、一般への閲覧 (市町村役場において二十日間)
- 二、誤り訂正申立事件の処理
- 三、認証請求 (県へ)
- 四、成果写しの登記所送付
- 五、地目・地籍の変更、訂正等に伴う登記申請
- 六、認証公告

筆界の調査

一筆地の境界、つまり筆界に関する一般的な慣習について、他の市町村の例を掲げてみます。

一、まず畦畔ですが、農地地域においては、普通の

この畦畔が筆界となっているので、その筆界は特に重要な問題でありま

す。

①平坦な耕地間にあるものは、その中央が筆界となつて両地に半分ずつ帰属する。

②一見高低がないように見える場合でも、落水の方法 (田越しかんがい) によって用水か

んがいをしている地方においては、①によらず畦畔は落水を落す方の帰属とする。

③高低のある両地間にある場合は、その傾斜がおおむね一五度未満の場合は、中央が、刈草の線で両地に分属させ、一五度を越えるものは高地の所屬とする。

④耕地と農道又は小水路との間にある場合で、

耕地の方が高い場合は耕地の所屬とするが、耕地の方が低い場合は、又はおおむね平坦な場合は、農道又は小水路の敷地に含める。

二、池沼とその周辺の土地との筆界は、堤防等によつてはつきりしている場合は、おおむね平均水位時における水陸分界線とし、これによることが困難である場合は、適当と認める (少なくとも既存の土地に関する権利を害さない程度) でけじめをつけるより致し方がないであろうと思われま

す。

境界紛争で、境界のきまらないものについては国土調査推進委員を設けて紛争の和解に努めてもらうようにしています。

◎国土調査推進委員

十二月詠草

公民館短歌教室

講師 友清 隆雄

藤林 俊信

いのち削り何祈るらめ朝夕 四国路はお遍路姿で運転すの 動行に堪えて若き僧ら (永平寺)

鳥の群時に帰るか夕暮の空を舞ひつづいづこにか消るがら

山口 俊子

小夜更けて路辺の家も静かなり 蹲にしたたる水音を聴く

晴れてゆ山辺の霧は吸ひ上げる 如く舞ひつづ天に消えるる

室 トヨ

人形の服を編みつつ孫の顔 思ひ浮べて指先はずむ

阿部 重宏

おもむろに賑らみきたる悔ありて 痛細胞のごとくひらがる

山口 俊子

小夜更けて路辺の家も静かなり 蹲にしたたる水音を聴く

断わる勇気が 事故を断つ

第16回 田川郡身体障害者 体育大会開催さる!!

去る10月26日(日) 金田町民会館において、田川郡9ヶ町村の身体障害者体育大会が盛大に開催されました。

者の選手一同は障害にもめげず、ちからいっぱいガンバリ素晴らしいファイトで無事に競技は終了しました。結果、赤村が優勝し、金田町は準優勝、3位は大任町でした。尚、来年度の開催地は赤村で行われます。



第四回 国際交流会

11月1日、2日とオイスカ諸国に対するわが国が行なう産業開発協力事業の推進年との交流会が行なわれま

す。

オイスカとは、開発途上

金田町老人会 俳句・短歌同好会

梅雨の草猫足高に 歩きをり 前 千恵子

秋桜ゲートボールの 球にゆれ 清水 政恵

太子の世徳大和路 鳥渡る 桑野 五郎

新涼のカーステレオや 孫癒ゆる 会長 辰島 宗一

封切りし塩のさらさら 秋立てり 寒し朝の風

瓜生 女礼 老いたれど朝の散歩に 生る身のためのしさいだき

木犀の香の満つ部屋に 通されて 今日も街行く

年末年始の交通安全

県民運動の実施について

産業・精神・文化の発展高揚のための国際機構です。交流会1日目は農業見学などと、夕方当町青年との懇談会が行なわれ、お互いにアジアや日本の青年に対する話にもあり、意義深いものとなりました。

2日目は、青年会の行事の美化運動に子供連と一緒に参加してもらい、楽しい一日を過ごしました。

2日間とほんの短かい時間でしたが日本の青年と東南アジアの青年が兄弟姉妹のようにひたたく過せたことに、ひとりひとりが大きな喜びを感じました。

これからも第五回、第六回と続けていく上で、もっと青年の和が大きく広がっていくことを望んでいます。

(金田町青年会)

◆期間 十二月十一日(木) から一月十日(土)まで

◆運動の重点

- ①制限速度を守ろう。
- ②飲酒運転を追放しよう。

◆年末年始は、経済活動の活発化に伴う交通量の増大と、また気持のあわただしさと、それに加え忘年会、新年宴会など飲酒の機会が多くなる例年交通事故が多発しています。本年もこの時期を間違ったが日本の青年と東南アジアの青年が兄弟姉妹のようにひたたく過せたことに、ひとりひとりが大きな喜びを感じました。

これからの第五回、第六回と続けていく上で、もっと青年の和が大きく広がっていくことを望んでいます。

(金田町青年会)

◆期間 十二月十一日(木) から一月十日(土)まで

◆運動の重点

- ①制限速度を守ろう。
- ②飲酒運転を追放しよう。

安全運転5則

- ① 安全速度を必ず守る。
- ② カーブの手前でスピードを落とす。
- ③ 交差点では必ず安全を確認する。
- ④ 一時停止で横断者の安全を守る。
- ⑤ 飲酒運転は絶対にしない。

金田町神幸祭盛大に!!

秋空に天高く響き渡る 勇壮な金田 囃子

十月二十日、二十一日両日恒例の秋祭りが盛大に行なわれました。

この御神幸は氏子が古来山笠を奉納して、最も熱誠を捧ぐる祭で、稲荷大神御勸請当時の初午御神幸を後日御神幸のみを分離して奉仕したもので、通常秋祭りとして山笠をたて盛大な祭典を行う。

祭り二日間は晴天にめぐまれ、稲荷神社神幸祭が五穀豊作を祝って先頭に行列が行く。



山笠が囃子の音で威勢よく町中を練り歩き、今年より笠が六本共奉し、幼年より老年までがハッピ姿で我れをわすれてオーラエッサ、オーラエッサと秋の空に響き渡るかけ声と囃子の音はいかにも勇壮な祭りでした。

町部では町商工会主催による第四回のご自慢大会とプロボーズ入作戦が亀の甲団地で開かれ、この会場も大変な人気でした。

去る10月26日(日) 金田町民会館において、田川郡9ヶ町村の身体障害者体育大会が盛大に開催されました。

あいにく前日より風雨のため屋内での競技となりましたが、郡内の身体障害者



第四回 国際交流会

11月1日、2日とオイスカ諸国に対するわが国が行なう産業開発協力事業の推進年との交流会が行なわれま

す。

オイスカとは、開発途上

乳児コソクールの結果について

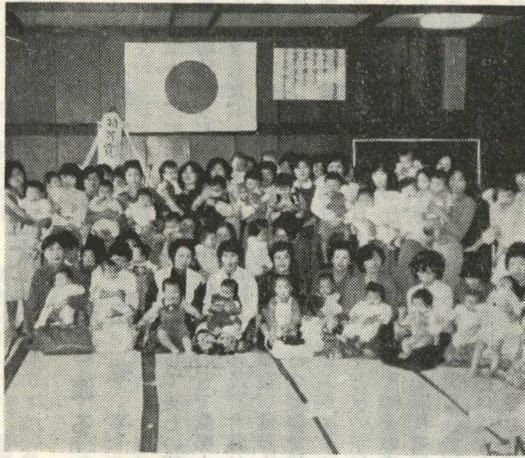
住民課 保健係

去る10月17日(金)午後1時30分より恒例の乳児コソクール及び一斉検診が金田町中央公民館において催されました。

- ◆二等 中村 誠 益野 憲治 横山由香理 幸重真由美
- ◆三等 吉田 久則 古城 優香 原田 敏弘 中野 幸子 田中 英二 栗秋 典子

日頃、お母さん方の正しい育児の御努力により年を重ねるごとに体位が向上しておりますことは誠に喜ばしいことです。審査の結果次の方々がそれぞれの賞を獲得されました。

- ◆特等 永末 清司
- ◆一等 松村 喜彦 藤元 五美



お知らせ



人権週間にあたって

金田町では、「金田町人権尊重週間」十二月四日から十日まで実施することになりました。

日本国憲法は、個人の生命、自由及び幸福追求に対する権利の尊重を国政の基本とすることを宣言し、すべての国民に侵すことのできない永久の権利として基本的人権を保障しています。しかしながら、私たちのまわりには男女の差別、学歴、家柄、職業による差別や人種差別などのさまざま

な差別があります。なかでも部落差別は結婚職業、居住、教育などに根強く残り、いまだに基本的人権が完全に保障されていない実態があります。そのために尊い生命をうしなした人々もいるなど、いたまじい事例が福岡県はじめ各県で起っているのです。「人権尊重週間」はだれ

もが法の下で自由、平等であり、ひとしく教育をうけ健康な生活を営み、勤労の喜びを知るなど、憲法に保障されている「基本的権利」を守ることによって部落差別をはじめ、一切の差別をなくするための町民運動なのです。

この運動を進めるため、私たち町民がどのようにしなければならないか、それをみんなで学び、考え、実践するための手がかりとして、人権擁護学習会を実施致します。この趣旨を十分ご理解の上、当日は隣り近所お誘いの上、ご出席下さいますようお願いいたします。

昭和五十五年十一月十日
金 田 町
金田町教育委員会
金田町同和教育推進委員会

記
△人権擁護学習会の開催
◎場所 金田町中央公民館
◎とき 十二月七日(日) 午後一時～三時三十分まで(予定)

巡回婦人相談

きたる12月15日、田川福祉事務所において、巡回婦人相談が開催されます。この相談は婦人の幸福を守り、婦人の幸せを高め、婦人の地位の向上のために行われます。お気軽に御相談においで下さい。

【巡回相談の内容】
・家庭内外の紛争について相談
・結婚、夫婦間の問題、男女間の問題などの相談
・離婚問題などの相談
・家出、浮浪女子等について相談

あなただが昭和55年の一年間に納められた国民年金の保険料は、サラリーマンの年末調整や自営業の方が年度末に確定申告をされます

公給領収証は必ずお受取りください

田川財務事務所

○公給領収証には料理店、旅館、飲食店の三種類があります。
○この公給領収証は、料理飲食等消費税を納めたしるしにお渡しするものですから、必ず受取ってください。

○料理飲食等消費税は次のとおりです。料亭、料理店、バー、キャバレー等は飲食代金の10%
飲食店、スタンドバー、喫茶店、旅館での飲食は2千円を越えた場合、総料金の10%

身体障害者職業訓練生募集
期間 昭和55年10月1日から昭和56年3月10日まで
くわしい内容は職業安定所にお聞き下さい。

ての相談
。子どものこと、娘の素行が悪く困っているなどの相談
。家庭経済についての相談
。その他、いろいろな心配ごとや身のふり方についての相談
相談には、福岡県婦人相談所、法務局、福祉事務所の
田川市松原大通り
田川総合庁舎内
第4会議室
(田川福祉事務所)

国民年金の保険料は税金から控除されます
と、その額が「社会保険料」として所得額から控除され、課税の対象になりません。
控除される額は
1、定額保険料
55年1月～3月 1ヶ月三、三〇〇円
55年4月～12月 1ヶ月三、七七〇円
2、付加保険料
55年1月～12月 1ヶ月四〇〇円
※昭和55年1月から12月まで、定額保険料と付加保険料を納めた人は、1と2を合計した額
四八、六三〇円
また未納保険料(55年6月30日までの特例納付保険料も含む)や、追納保険料も納めた額が控除されます
なお、保険料を前納されている場合は、金田町役場におたずねください。

あなたがお受取りください
43,830円
55年1月～3月 1ヶ月三、三〇〇円
55年4月～12月 1ヶ月三、七七〇円
2、付加保険料
55年1月～12月 1ヶ月四〇〇円
※昭和55年1月から12月まで、定額保険料と付加保険料を納めた人は、1と2を合計した額
四八、六三〇円
また未納保険料(55年6月30日までの特例納付保険料も含む)や、追納保険料も納めた額が控除されます
なお、保険料を前納されている場合は、金田町役場におたずねください。